

公聴会を開催する場合の手続

手続	参照規定 ・ 杉並区議会委員会条例 第21～27条 ・ 杉並区議会公聴会開催要綱	他議会事例（HPから概略記載）	
		小金井市議会 議会運営委員会 （議員定数に関する陳情）	流山市議会 議員定数等に関する特別委員会 （議員定数について）
・ 懲罰特別委員会にて公聴会の開催及び実施要領を協議、決定	公聴会の日時・場所・案件・公示方法、公述人の範囲、人員その他必要な事項を決めなければならない。（委員会条例第21条2）		
・ 委員長から議長に対し公聴会開催承認要求書を提出 ・ 議長の承認	公聴会開会の日前少なくとも14日までに提出（開催要綱2）	令和4年 11月18日	平成25年 12月20日
・ 公聴会の告示 ・ 区議会ホームページ等に公述人募集の掲載	公示方法：区広報登載、区掲示場に掲示等のうち委員会が定めた方法による。（開催要綱3）	12月1日 （市報）	平成26年 1月1日 （市報）
・ 公述人の申し込み締切		12月15日 （追加募集12月16日～22日）	1月14日
・ 懲罰特別委員会にて公述人を選定	案件に対して賛成及び反対者があるときは、一方にかたよらないよう選ばなければならない。（委員会条例第23条2）	12月26日	1月17日
・ 公述人に公述人決定通知書を送達	開会の日前4日までに送達（開催要綱4）		1月17日
・ 公聴会の開会		令和5年 1月22日	1月26日
・ 公聴会の経過及び結果を議長に報告	（開催要綱5）		

※第2回定例会開始前までに公聴会を開催する場合、4月中を目途に実施要領を決定する必要あり。